

V 雇用保険の給付との調整に関すること

Q2 高年齢雇用継続給付を受給した場合、信用金庫年金の年金に影響はありますか？

A2

雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、当基金の基本年金が支給調整されます。雇用保険の被保険者期間が5年以上ある方が60歳以降も引き続き勤務し、賃金（賞与は除く）が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合、賃金の15%を上限に雇用保険から高年齢雇用継続給付が65歳になるまでの間支給されます。この場合、国の老齢厚生年金と当基金の基本年金は、在職による年金の支給停止に加えて、さらに標準報酬月額6%を限度に年金額が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付金と年金調整額

① 支給対象月の賃金の低下率*1が60歳時点と比べて61%以下のとき

給付金	賃金 × 15%相当額
年金調整額	標準報酬月額 × 6%

② 支給対象月の賃金の低下率が60歳時点と比べて61%超75%未満のとき

給付金	賃金 × 15%から一定割合で逡減した率
年金調整額	標準報酬月額 × 調整率

*1: 支給対象月に支払われた賃金額 / 60歳到達時の賃金月額 *2 × 100

*2: 直近6カ月分の賃金合計 ÷ 180日 × 30日

※ 在職年金の調整額が0円の場合でも、この調整が行われます。

年金の支給調整方法

① 在職による支給停止額と、高年齢雇用継続給付受給による支給停止額の合計が、国の老齢厚生年金から先に支給停止されます。

② 支給停止額が国の老齢厚生年金を超えた場合には、超えた分が当基金の基本年金額から支給停止されます。

